

明治六年における岡谷地方の 生糸取引と武居代次郎家

井川克彦

一 問題意識と課題

日本製糸業にとって明治6年は重要な年であった。この年、生糸改会社政策が始まる中で、前年の深山田製糸場（上諏訪町）の設立に刺激された諏訪地方の農民たちが小規模ながら器械製糸を始めた。これが飛躍的な発展を遂げる諏訪器械製糸業の起点になったことは周知に属する。この農村部における器械製糸勃興の中心にいたのは間下村（のちの平野村）の武居代次郎家であり、同家は横浜の生糸売込業に参入して間もない外村家・小野組のために諏訪糸の買付をしつつ、自ら18人取の器械製糸を始めた。さらに8年、武居代次郎ら九人は小野組破綻の打撃を乗り越えて、深山田製糸場と同規模の中山社器械製糸場を設立したのであった。

器械製糸業の勃興は単なる技術導入の結果ではなく、この頃に始まった生糸流通をめぐる重要な変化の結果でもあった。横浜の生糸売込商が地方の生糸生産組織から直接集荷するシステムが形成され、それが日本近代製糸業の重要な特質となったのである。この過程で従来地方における集荷と横浜への出荷を担っていた地方商人は、商人としては衰退した。すなわち、生産組織者に転進するか、売込商の下請的仲買になるか、転業するか、没落するかした。地方商人の介在がなくなって初めて、売込商が差配する製糸金融は効率的に機能することができた。

武居ら器械製糸を始めた農民たちの多くは、座繰の自宅作業場を小規模器械製糸場に改造した。他地域には見られないような器械製糸業の発展が諏訪で起った所以を農民層分解進展と生産組織の発達に求める通説は、数値的実証はやや薄弱だが、基本的要因の指摘としての的を得ているであろう。武居代次郎家についてもそのような観点から分析がなされた¹⁾。

しかしながら、幕末・明治初期に関する限り、先行研究は生糸流通については不十分であったと総括できる。器械製糸家が売込商に直結する以前については、諏訪糸を誰がどこの誰へ売ったが解明されていない。『平野村誌』において小口珍彦は、開港後しばらくは横浜へ直接出荷する者が多かったが、明治初年には「多く地売であつて、横浜及び上州・甲州等の商人来諏して買集めて行つたもののやうである」と記したが、現在もこれ以上の把握はなされていない²⁾。しかし、横浜の売込商に売ると、上州・甲州商人へ売るとは決定的に意味が異なるのであり、この点を明らかにしない限り、諏訪発展と生糸市場「近代」化の関係は明確にならないであろう。資金の流れは流通を解明して始めて明らかになるのである。

以上のような問題意識から本稿は、諏訪糸流通を明らかにする一つの試みとして、明治6年の岡谷地方における生糸改めと武居代次郎家の経営について再検討する。この素材は地方生糸改会社の実態を知る好個の素材でもあるので、それについても配慮を加える。

二 岡谷生糸改会社の生糸改め

明治6年には生糸改会社政策が実施され、地方においては「製造人」による生糸印紙の添付と地方改会社による「生糸改」という手続きを経ることなしには生糸が売買できないとされた³⁾。筑摩県では松本、諏訪、飯田の三会社が設立されたが、諏訪郡を管轄する諏訪生糸改会社においては、飯島本社（社長四賀村北沢助七）、下桑原出張会社（副社長土橋半蔵）、岡谷出張会社（副社長林善左衛門、以下岡谷会社）が置かれ、飯島本社の統括下、それぞれ社長・副社長の自宅で日常的業務が行われた。管轄区域は、飯島本社が四賀村豊田村以東、下桑原出張会社が上諏訪町と下諏訪町のほとんど、岡谷出張会社がすぐ後の合併村である平野・川岸・湊・長地村および下諏訪町内の下之原であった。

生糸改めの実施の前提として地方生糸改会社は生糸売買鑑札の申請・下付と、生糸印紙の売下げを行った。岡谷会社の場合、明治6年中に360枚の鑑札下付を行い⁴⁾、また640千枚の提糸用の印紙が租税寮から県経由で下付され、会社はそれを「製造人」に販売した。生糸改会社政策の基本法令の一つである生糸製造取締規則は、生糸印紙に国・「製造人」名を記した印を押し、提糸の場合は1繰ごとに天地2枚の提糸用生糸印紙（巻紙印紙）を巻くことを「製造人」に義務付け、同時に1繰は8匁以上、1提は50繰400匁以上と規定した。長距離輸送のために造られる生糸荷の筒は9貫前後であるから、提糸造では1筒が23提前後となった⁵⁾。当時の手挽や座繰製糸では、繭1升を単位として小枠に糸を取り、さらに小枠から大枠に巻き返す揚返を行ったが、繭1升は生糸8匁前後に当たる。すなわち大枠から外した8匁前後の繰ごとに巻紙印紙を2枚巻く。したがって生糸8匁に対して巻紙印紙2枚が必要であり、岡谷出張会社への下付枚数640千枚は提糸2560貫分の枚数となる。なお鉄砲造・島田造などについては別の生糸印紙規定があったが、当時の諏訪地方では提糸以外の生糸の生産量はネグリジブルであった。

岡谷会社における生糸改めにおいて巻紙印紙と生糸品質のチェックが行われた訳だが、会社側に残った資料（後述）では、明治6年の改めの実績は2434貫、見積代価86.7千円であり、会社は生糸見積代価の0.3%を徴収した（第1表）。この見積代価は後述の武居代次郎家の買付生糸の場合、買付価格より1～2割安いものであった。

さて、小口珍彦が『平野村誌』執筆のために筆写した史料の一つに、次のような「生糸改名簿」がある。

第1表 諏訪生糸改会社の改め高（1873年）

管轄	巻紙印紙下付		生糸改	
	A枚数	B数量	C数量	D代価
	千枚	貫	貫	千円
飯島	360	1440	1232	44.2
下桑原	350	1400	708	25.2
岡谷	640	2560	2434	86.7
合計	1350	5400	4374	156.2

資料)「村誌資料」二十六。「平野村誌」126～132頁。「農商明治六年志」「農商明治六年式」(長野県庁文書)。
注) BはA×0.004で算出。飯島のAは算出値。

明治六歳六月

生糸改名簿（抜粋）

岡谷邨生糸…ママ

○

九月四日改 代印武居代次郎 計三十六貫 ム四箇外村入
 清水久左衛門 笠原嘉八 中村半助 笠原房吉
 片倉覚左衛門 片倉三津次郎 武居代二郎

…〔中略〕…

十月五日改 矢島清兵衛 四十三貫三百九十一目

…〔中略〕…

十月廿六日改 代印武居幸吉 計三十九貫八百六十五目
 武居権蔵 武居幸吉

…〔中略〕…

十二月二日改 浜半平代印 三十八貫七百八十九目
 武井ママ八十治 小松勝右衛門

生糸惣目方 二千四百三十四貫四百八十二目

代金 八万六千七百〇九円九十五銭二厘三毛

玉糸目ム 六十三貫三百目

…〔後略〕…⁶⁾

第2表 岡谷出張生糸改会社の生糸改（1873年）

月.日	代印人	製造 人数	貫数	箇数	出荷先
A 9.4	武居代次郎*	7	36.0	4	外村
B 9.17	浜半平*	10	75.0	8余	橋本屋弥平
C 9.24	武居代次郎*	5	81.0	8	小野
D 9.30	(小口格弥)	1	21.0	—	—
E 10.5	(矢島清兵衛)	1	43.3	—	—
F 10.20	(油屋清助)	1	27.0	—	—
G 10.20	(小口金左衛門)	1	170.0	—	—
H 10.19	武居代次郎*	10	108.0	12	小野
I 10.20	武居代次郎	11	108.0	12	外村
J 10.26	武居幸吉*	2	39.8	—	—
K 10.30	小口直左衛門*	26	390.6	—	—
L 11.2	武居幸吉	1	70.0	—	—
M 11.4	浜半平	14	216.0	24	京屋伊七
N 11.7	浜半平	13	216.0	24	橋本屋弥兵衛
O 11.10	浜半平	4	113.1	—	—
P 11.13	(小口次太郎)	1	3.9	—	—
Q 11.15	浜半平	24	134.3	—	—
R 11.15	(小松勝右衛門)	1	4.1	—	—
S 11.15	林熊吉	15	211.1	—	—
T 11.17	武居代次郎*	23	324.0	36	井筒屋行 a
U 11.21	浜半平	1	3.4	—	—
V 12.2	浜半平	2	38.8	—	—
合計		174	2,434.4	270	
内 武居代次郎・時次郎計			657.0	72	
浜半平計			796.6	88	

これを第2表にまとめたが、生糸改めの月日、「代印」人名、複数の「製造人」名、改めた生糸量、および一部に箇数と出荷先が記された興味深いものである。以下、この内容を吟味したい。なお第2表にある各回の生糸改めを以下では、「改めA」（冒頭の9月4日の改めを指す）などと呼ぶことにする。

第一に、この史料の末尾には、「生糸惣目方」として2434貫余が明記されていて、飯島本社側に残った資料に基づく第1表の数字と合致する⁷⁾。正確に言えば、改めSの改め量だけは貫数も箇数も資料に記されておらず、また、その他の斜字部分の貫数は記されている箇数から推計したものである。推計値を利用して改めS以外の貫数を合計すると2223貫になるので、総計2423貫との差211貫が改めSの分に当たると推定

資料)「村誌資料」一、原史料は林恭三家「明治六歳六月 生糸改名簿」。
 注)「生糸惣目方」2,434.482貫=86,709千円余。
 「生糸」以外の総計は玉糸63貫、出殻21貫、生皮芋369貫、手巻85貫余。
 「代印人」:
 () は代印人として記されず製造人として記されている者。
 * は代印人としても製造人としても名を連ねている者。
 「-」は不記。斜数字は推計値。Sの貫数は合計より推計。
 a は小野家の家印イゲタで記載。
 上記のほか到手巻・生皮芋・玉糸についての3件の改めがある。

したが、改めV以降にも改めがあったのに筆写の際に小口珍彦が省略した可能性や、そもそも原史料に欠落があった可能性がある⁸⁾。なぜこの細かい点に触れるかという、後で検討する武居代次郎家の小野組への出荷量とこの第2表との間には矛盾があるからである。しかし、改めSの15人という比較的多数の「製造人」に対して211貫という数字は不自然でない。

第二に、出荷先の記入が重要である。表にある武居時次郎は武居代次郎の子（跡を継いで代次郎となる）⁹⁾、林熊吉は研究史で問屋層として注目されてきた林善左衛門（丸三）の子、京屋伊七は甲府の代表的な生糸商人風間伊七、橋本弥平は横浜売込商である。小野・外村・橋本に多量の生糸が出荷されていることは、売込商による諏訪系の直接的な掌握が進みつつあることを物語っている。残念ながら改めGKQSなどには出荷先の記入がないので、6年の岡谷の生糸の販売先について武居家の書簡控から補足しておこう。

…昨日前橋竹勝〔竹内勝造一引用者注〕殿手代浜吉殿、小口村清蔵殿糸式箇程式八〔目替一後述〕ニ而買取ニ相成候趣ニ御座候候間…（明治6年8月31日付・井筒屋真六ほか3名あて武居〔代次郎〕書簡〔控〕）

…甲府客人少々買入ニ而、直段式七ヨリ式七五位ニ御座候（同年9月27日付・外村豊七あて武居代次郎書簡〔控〕）

…先頃中「丸三」〔林善左衛門一引用者注〕客前橋三よしや〔勝山善三郎〕、外ニ平右衛門道同ニ而参上致買付申候由…（同年11月14日付・木曾白木屋茂助あて武居時次郎書簡〔控〕）

このほか武居家が買い付けた生糸の一部が林善左衛門家を経由して甲府太田屋佐兵衛へ販売されたことが知られる（後述）。売込商の岡谷への進出は以前から諏訪と取引していた甲州・前橋商人と競いながらのものであった。

第三に、「製造人」の人数が注目される。第2表では人名を省略したが、「製造人」として登場するのは142名であり、その中には異なった代印人の生糸改めに重複して登場するものも何人かいる。たとえば清水久左衛門（上浜）は武居代次郎・武居幸吉・林熊吉が代印人となった改めAC・L・Sに、片倉幾太郎（三沢）は武居代次郎・浜半平が代印人となった改めBM・Hに名を連ねている。また後でみる武居家の買付先の中には他の代印人を冠する生糸改めの「製造人」になっている事例が多数ある¹⁰⁾。「製造人」と代印人との関係は固定的なものではなかった。

この142人という数は、岡谷会社管内で明治6～7年に提糸巻紙印紙を購入した人の数である156人に近く¹¹⁾、巻紙印紙を購入したものが生糸改めに際しての「製造人」になっていると言える。言い換えれば、概して、生糸改めの際にチェックされた筈の巻紙印紙には、巻紙印紙を購入した者たちの印が押されていたことになる。これに対し、6年に生糸売買鑑札を下付されたものは349人（360枚）であったから¹²⁾、このうちの半数強は申請して鑑札を所持したものの、巻紙印紙を購入して「製造人」となることはなかった。産地における生糸改会社の運営実態を示す貴重な事実ではある。

第四に、それでは「代印」人とは何であろうか。確かなことは、生糸改めの手数料を岡谷会社へ支払ったのが代印人だったことである。武居代次郎家文書には改めACHITについて、会社から代次郎ないし時次郎に宛てられた改め手数料の領収書が残っている¹³⁾。具体的に示せば、改めCの手数料領収書は次のようなものである。

記

一 生糸式拾七提 井上保兵衛

此拾貫百目

但し兩ニ三十壺目替

此九拾七錢七厘 手数料

… (中略)

一 同九拾八提 武居代次郎

此目四拾五貫百目

同斷

此四円三拾六錢五厘 手数料

手数料

右メ七円八拾三錢九厘

右之通改手数料正ニ請取候也

明治六年九月廿四日 岡谷村

生糸改会社

武居代次郎殿

生糸製造取締規則には、「製造人」の押印については、生糸印紙への「製造人」の押印の規定がなく、「製造人」の押印がない生糸印紙に代印人が押印したとも思われるが、前に引用した手数料受取証の類によれば、改めた生糸すべてについて「製造人」の帰属が確定していて、代印人が押せる生糸印紙は残っていない筈である。正確な意味は不明だが、実際には、代印人とは、買い集めるなどしてある程度まとまった生糸を出荷する者が生糸改めを申請したが、その申請者を意味するものと考えられる。

以上、岡谷会社の生糸改め関係の資料によって、岡谷地方の生糸取引状況の概要を把握した。さいわい明治6年については武居代次郎家が出荷した生糸の中身をより具体的に知ることができる¹⁴⁾。項をあらためて、同家の生糸取引の内容について検討しよう。

三 武居代次郎家の生糸買付

すでに明らかにされているように、明治6年の武居代次郎家は、外村家と小野組の委託を受けて諏訪地方の生糸を買付け、自らの手引糸ともに両家へ出荷した¹⁵⁾。出荷した生糸の仕入額は、外村分約5千円、小野分約23千円という巨額であった。近江商人として知られる外村与左衛門家は開港前から繰綿・織物取引や大名貸によって諏訪地方においても活発な商業活動を展開していたが、明治4年頃、横浜に外村両平店を開いて生糸売込業に参入し、16年に小野光景に生糸売込業を譲渡するまで、有力な生糸売込商として活動した。すでに文政元年に外村与左衛門は松居久左衛門と合わせて高遠藩に1万5千兩の貸付を行ったが、この時仲介したのが岡谷の林元右衛門・林元左衛門・武居代次郎の三家であり、以降、これら近江商人と武居代次郎家らは提携して同藩の財政に大きく関与した¹⁶⁾。

近江出身の小野家が政府為替方の小野組として三井組とならぶ政商であったことは周知に属する。三井組同様、小野組も明治4年頃から横浜に小野善三郎店を設立し、生糸・蚕種の大規模な集荷・売込を始め、早くも6年には売込商中で第1位の生糸売込量を示した。小野組の諏訪地方への進出としては、明治4年に特権的城下町商人の上諏訪町亀屋土橋半三郎（半蔵）家に依頼して約3万両の生糸買付を行ったことが知られている。翌5年、小野組と土橋家は上諏訪の深山田に予定計画100人挽の器械製糸場を建設し、8月から25人挽で繰糸を始めた。共同経営で始めたが、当初の設立資金は小野組が負担し、土橋家の出資分2600円は小野組からの借入で賄われ、他方で土橋家は小野組のための生糸買付も大規模に行なったという。しかし100人挽製糸場が竣工した6年の経営は不調で、7年1月に土橋家は器械製糸場から一切手を引くことになり、居宅・土地などを売却して小野組への借財約4600円余の返済に宛てた¹⁷⁾。この後、小野組の諏訪地方における買付の拠点は亀屋から武居家に移されたようで、武居家は5年に約7千両の生糸を小野に出荷したが¹⁸⁾、さらに翌6年には小野組のための生糸買付は約23千両に達したのであった。

買付・生糸改め・出荷の各回の対応関係について整理しておけば、第1図の通りである。武居家帳簿によれば明治6年の外村への出荷は9月13日に4箇、10月下旬に12箇であった。改めAIはこれに対応する。いっぽう小野組への出荷は総計64箇、うち10月下旬に20箇（非器械糸12箇・器械糸8箇）が出荷されたが、これは9月下旬出荷予定の8箇（非器械糸4箇・器械糸4箇）が小野組からの指示で次の分にまとめられたものであった¹⁹⁾。これが改めBHに対応すると考えられるが、改めBは81.0貫＝9箇で9月に出荷予定だった8箇より1箇多い。さらに武居家の帳簿では、11月に40箇、12月に4箇出荷されたことになっていて、「代印武居時治郎」である改めTの36箇は前者に対応すると考えられるが4箇改め量が少なく、さらに12月出荷分の4箇に対応する生糸改めの記録が見当たらない。この疑問点を解くべく武居家帳簿と生糸改め記録を細かく照合したが、煩瑣になるので、その結果は稿末の補説に譲る。

さて武居家の生糸買付の具体的な様相について見ていこう。

武居家文書にある「糸方日加栄」（以下「日加栄」）は、外村家・小野組のための買付業務の整理のために作成された帳簿で、両家から受け取った金額と買付に要した金額との精算を一番の目的とするものである。おそらくは日々記帳した「糸方帳」にもとづいて記したものであるが、「糸方帳」は伝存していない²⁰⁾。「日加栄」には、8～11月の生糸購入が外村分と小野分に分けて

	〔外村家分〕		〔小野家分〕
↓ 時間 ↓	買付1 8.19 9.4 … 9.11 合計	9.4改めA4箇 9.13出荷4箇	買付1 8.16 … 9.5 … 9.23 合計
			9.24改めC81貫 器4箇・平4箇不出荷
			買付2 9.27 … 10.2 … 10.17 合計
	買付2 10.6 … 10.15 合計	10.20改めI 12箇 10月下旬出荷12箇	10.19改めH12箇 10月下旬出荷20箇 (器8箇・平12箇)
			買付3 10.18 … 11.23 合計
			11.17改めT36箇 11月下旬出荷40箇 12月出荷4箇 (器1箇・平3箇)

第1図 買付・生糸改め・出荷の関係

注)「器」＝器械糸、「平」＝非器械糸。
小数点付数字は月日。「改め」の後のアルファベットは第2表に対応。

一件ごとにほぼ月日順に書上げられているが、第1図に示したように出荷の前と思しき箇所に買付生糸の貫数・代価の合計が記入されているので、月日の情報と併せて、生糸改めや出荷に対応した買付生糸のまとまりを特定できる。そこで「日加栄」の記帳内容をまとまりごとに整理して第3～4表を作成した。ただし、武居家・井上保兵衛家の手引糸は、そのすべてが器械糸であって小野組に出荷されたが、「日加栄」の外村家・小野組別の月日別に記載する箇所には記されず、小野組分買付の全体の精算がなされる箇所に全買付分がまとめて記入されている（武居家手引糸も形式上買付糸である）。検討の結果、井上・武居家の手引器械糸は小野組第1回出荷分に入れられなかったと推測されるので、両家の手引器械糸のすべてを第4表の買付3に含めた（補説参照）。

さらに複雑になるが、武居家は買い付けた生糸のすべてを外村家・小野組に出荷した訳ではなく、外村分の買付生糸のうちから約4貫、小野分の買付け生糸のうちから約102貫を近在の農民に売り（後掲第5表）、この地売分の代価を買付代価総額から差し引いたものを外村家分・小野組分それぞれの正味の買付代価とし、両家から受け取った仕入金と精算した。つまり、それぞれにつき生糸買付合計＝出荷分＋地売分であり、第3～4表にある生糸の一部はこの地売に回されたことに留意する必要がある。

まず外村家出荷分の第3表を検討しよう。まず買付1は改めAと第1回出荷の4箇＝36.0貫に対応するがこれより4貫余多い。買付2の買付量は対応する改めIと第2回出荷の12箇＝108貫にはほぼ等しい。したがっておおむね買付1の超過分4貫余が地売に回った計算だが、実際には買付1の不出荷分が買付2の生糸と合わされた上で、さらに出荷されなかった生糸が地売されたであろう。要するに地売分は買付2の中にもあり得る。

外村分の買付はすべて非器械糸（ほとんど座繰糸であろう）であった。買付価格は替目で28目（1円当たり生糸28匁）前後であった。買付2の井上善右衛門の37貫余が飛びぬけて規模が大きいが、他は9貫代から下で、「その他」に括ったように周辺の多数の農民から零細な規模の買い集めも行っていた。もっとも小口買付でも単価の水準は変わらなかった。

次に小野組分買付の第4表を検討しよう。これにはこの年生産が始まったばかりの器械糸（太数字）が多く含まれている。まず買付1・買付2をみると、この二度の買付量合計約198貫に対し

第3表 武居家の外村家分生糸買付（1873年）

買付1（8.14、9.4～9.11）〔月日、以下同じ〕	円 貫 匁/円		
	円	貫	匁/円
清水久左衛門（上浜）	334	9.2	27～29
片倉林右衛門（三沢）	224	6.4	28.2～29
中村平助（下之原）	223	6.3	28.6
笠原嘉八（小尾口）	189	5.5	27.4～30
片倉好右衛門（三沢）	118	3.3	28
笠原房吉（小尾口）	108	3.3	30～33
その他	217	6.1	28.2
合計	1416	40.4	28.5

〔その他〕：小井川源四郎1.6、下ハマ甚兵衛・文治郎1.7、岡ノ清四郎0.7、岡ノ半助0.7、ハマ幾太郎0.4、新倉熊五郎0.5貫。

買付2（10.6～10.15）	円 貫 匁/円		
	円	貫	匁/円
井上善右衛門（湯之町）	1340	37.7	28.2
片倉幾太郎（三沢）	349	9.6	27.4
孫右衛門・清吉（小田井）	263	7.2	27.6
小口清蔵（小口）	251	6.9	27.5
花岡伊八（花岡）	214	5.8	27.4
清水久左衛門（上浜）	196	5.3	27.3
今井滝治（今井）	173	4.7	27.2
今井今右衛門（今井）	126	3.4	27.3～28.5
今井喜代太（今井）	104	2.8	27.6
その他	861	23.6	27.4
合計	3881	107.5	27.7

〔その他〕：小井川金十郎3.4、小井川次郎兵衛3.1、下ノ原平助2.0、三沢伴蔵1.9、下ハマ善十郎1.7、下諏訪磯弥1.7、岡ノ為左衛門1.4、三沢清右衛門1.3、岡ノ半助1.3、岡ノ清四郎1.1、小田井新一郎0.7、矢島周右衛門0.7、岡ノ清吉0.7、花ノ猶八0.5、花ノ菊蔵0.5、小井川善五右衛門0.3、村ノ常吉0.3、村ノ重吉0.1、岡ノ源左衛門0.1、五郎左衛門0.0貫。

資料）武居家「糸方日加栄」（明治6年8月）。
注）斜数字は計算値。

第4表 武居家の小野組分生糸買付 (1873年)

買付1 (8.16~9.19)	太字：器械糸		
	円	貫	匁/円
小口菊蔵 (花岡)	170	4.6	27.3
〃	314	8.6	27.5
中村次平 (岡谷)	350	9.8	27.6~29.0
片倉幾太郎 (三沢)	127	3.8	30.0
清水久左衛門 (上浜)	117	3.1	27.0
その他	187	5.3	28.2
合計	1267	35.4	25.8
うち器械糸	170	4.6	24.6
非器械糸	1097	30.8	28.1

〔その他〕：伴蔵・亀三郎1.6、亀三郎・吉蔵1.6、清四郎0.6、上浜幾多郎0.6、金之助0.4、八十八0.2貫。

買付2 (9.27~10.17)

	太字：器械糸		
	円	貫	匁/円
武居孫次郎 (間下)	764	18.9	24.8
武居孫十郎 (間下)	691	17.1	24.8
林元右衛門 (新屋敷)	494	11.8	23.8~24.2
武居国吉 (間下)	387	9.6	24.8
〃	1	0.0	34.0
牛山儀三太 (花岡)	328	8.9	27.3
小口格弥 (小口)	276	7.7	28.0
宮沢市蔵 (小井川)	284	7.6	27.0
笠原豊吉 (小口)	271	7.2	26.8
八幡芳兵衛 (東堀)	255	6.9	27.4
笠原治助 (小口)	249	6.7	27.2
小口菊蔵 (花岡)	208	5.7	26.9~50
今井梅蔵 (今井)	193	5.1	27.0
笠原房吉 (小尾口)	166	4.4	26.0~27.2
〃	22	0.6	27.0
小口忠五郎 (花岡)	162	4.4	27.2
浜常吉 (花岡)	155	4.2	27.4
笠原常吉 (小尾口)	146	4.0	27.5
宮坂勘三郎 (小井川)	148	3.9	27.5
野口庄三郎 (小尾口)	89	2.4	26.95
武居常吉 (間下)	11	0.3	27.5
その他	852	24.0	28.2
合計	6162	162.5	26.4
うち器械糸	2753	68.7	27.3
非器械糸	3409	93.8	27.5

〔その他〕：下浜俊造3.1、若宮源吉2.7、小尾口庄三郎2.4、清吉2.2、善五右衛門2.1、幸右衛門1.8、花岡村保二郎1.7、新倉村熊太郎1.4、栄左衛門・甚兵衛1.1、浜治左衛門0.8、三沢林右衛門0.8、小田井要助0.8、今井村滝次郎0.7、中村治平0.7、清四郎0.6、上浜伊兵衛0.6、岡ノ半助0.6、下浜善十郎0.4、天ノ五郎左衛門0.5、カネ久0.2、五郎左衛門0.0、八十八0.0、原ノ善左衛門0.0貫。

資料) 第3表に同じ。

注) *「キカイ交り」

第4表〔続〕 武居家の小野分生糸買付 (1873年)

買付3 (10.18~11.12)	太字：器械糸		
	円	貫	匁/円
又平 (小坂)	1762	46.3	25.5~28.5
清水久左衛門 (上浜)	568	13.0	23.0
〃	704	17.6	25.0
高橋栄吉 (小口)	999	24.5	24.5
小口忠蔵 (花岡)	701	18.9	26.7~27.3
増沢栄助 (小井川)	711	17.3	23.9~25.0
林善左衛門 (新屋敷)	701	16.8	24.0
林五兵衛 (新屋敷)	579	13.9	24.0
宮坂孝助 (小井川)	646	15.5	24.0
味沢清八 (小坂)	638	15.9	25.0
東屋愛次郎 (塩尻)	417	10.6	25.5
〃	192	4.8	*24~27
武居平左衛門 (西堀)	599	15.4	25.8
武居磯右衛門・治兵衛 (西堀)	523	13.5	25.7~27.0
小口孫兵衛 (小口)	450	11.7	26
味沢宗次郎 (小坂)	453	11.4	25~26.2
牛山九右衛門 (東山田)	375	9.7	25.8~26.7
宮坂嘉右衛門 (小井川)	395	9.6	24.3
片倉俊太郎 (三沢)	353	9.4	26.6~33.0
小口苦蔵 (下浜)	342	8.8	25.8
浜万平 (間下)	355	8.5	24.0
〃	10	0.3	34.5
嘉左衛門・林糸右衛門 (岡谷)	337	8.5	25.2
片倉三津治 (三沢)	289	7.3	25.4
浜伊左衛門 (間下)	288	7.1	24.9
〃	0	0.0	37.0
笠原豊吉 (小口)	247	6.3	25.9
今井梅蔵 (今井)	250	6.4	25.5~30.0
笠原嘉八 (小尾口)	185	4.9	26.5
〃	40	1.1	26.5~40.0
矢崎九左衛門 (西山田)	236	6.1	25.8~30.0
小口直太郎 (下浜)	211	5.3	25.0
笠原彦太郎 (小口)	184	5.2	26.8~36.5
中村治平 (岡谷)	177	4.8	27.5
音次郎 (小和田)	185	4.4	23.8
小松常十 (新屋敷)	163	4.2	25.5~28.0
橋爪宇之吉・林市十 (岡谷)	166	4.3	25.5~26.2
林末吉 (東山田)	94	2.4	26.0
その他	1211	31.7	26.2
以上計	16756	424.9	25.4
井上保兵衛 (間下)	765	18.5	24.2
武居代次郎 (間下)	2232	54.6	24.5
合計	19754	498.1	25.2
うち器械糸	8221	199.4	24.2
非器械糸	11533	298.7	25.9

〔その他〕：花岡綱蔵4.0、下浜善十郎3.8、栄之助和蔵2.8、新倉熊吉2.6、好右衛門2.0、九右衛門末蔵1.9、小口ノ長次郎1.8、長左衛門1.5、小坂市蔵1.5、岡ノ倉太郎1.3、喜久次1.3、九左衛門1.1、三沢亀蔵0.9、塩尻川上溜屋0.9、八十八0.9、村ノ茂助0.4、源右衛門0.4、岡ノ清四郎0.4、岡ノ為右衛門0.3、岡ノ金右衛門0.3、村ノ長次0.2、花ノ菊蔵0.2、花ノ清吉0.1、半助0.1、要左衛門0.1、文左衛門0.1、丸三半蔵0.1、壮吉0.0、八十八0.0貫。

小野組第1回出荷は20箇=180貫で、差引18貫が地売に回った計算になる。小野組第1回出荷20箇のうち器械糸は8箇であり、買付けた生糸のうちの器械糸は二度合計73貫余だから、買付1・買付2の器械糸のほとんどが10月下旬の第1回出荷分に入れられたと思われる。このうち武居孫次郎・武居孫十郎・林元右衛門・武居国吉の器械糸は、一度に1~2箇規模で購入されていて、単価も24目替（替目は単価の逆数）と高い。その他の小口菊蔵ら6名の器械糸は買付規模が小さく単価も安い。買付1・買付2を全体としてみると、器械糸の平均単価は非器械糸より11%高い。非器械糸の買付規模は1箇から下に分布していて、「その他」に括ったように、外村家分買付と同様の多数の零細な買付先がある。

つづいて小野組分買付3をみよう。これは11月下旬40箇・12月4箇の出荷にほぼ対応する買付であるが²¹⁾、その合計498貫は出荷量の44箇=396貫より102貫多く、この超過分が地売分のほとんどを占めた。498貫のうち、井上・武居代次郎家手引糸を含む器械糸は199貫を占め22箇に相当するから、第2回第3回出荷分の半分は器械糸であった。買付先ごとに器械糸の買付規模と単価を見ると、武居代次郎の6箇を筆頭に、高橋栄吉2箇半、井上保兵衛2箇、増沢栄助・林善左衛門(丸三)・林五兵衛(丸三の同族)・宮坂孝助・清水久左衛門が1~2箇、浜万平ら5名が1箇未満。器械糸平均の替目は24.2目替で、器械糸の単価は非器械糸より4%高い。いっぽう非器械糸では小坂村又平の5箇が飛び抜けて大きい、他は2箇強から下で、やはり多数の零細規模の買付があった。地売に回った筈の非器械糸100貫弱分を(器械糸を除いて)買付規模の小さい順に集めれば、第4表買付3の「その他」から上に辿って小口苦蔵の辺りまでとなる。もし武居家が買付規模の大きい順に非器械糸を選別して出荷したならば、出荷生糸はほぼ買付規模1箇以上のもので構成されていたことになる。出荷のための生糸の選別について、11月4日付の小野組上田店あて武居時次郎書簡(控)は次のように言っていた。

…最早只今残り糸者別段安直ニも無之、乍併早々取入仕度愚案仕候。糸買候分此度九駄荷作出来仕候間、早□浜表江出輪致候間、御承引可被成下候。…別段極上品与奉存候間、右様御含ニ而浜表江御通達奉願上候…²²⁾〔傍線引用者、以下同じ〕

買付規模を優先したかどうかはともかくとして、買付けた生糸のうちの3分の1を地売に回したこの時の非器械糸の出荷は、上級品を厳しく選別した上でのものであった。

地売は林善左衛門・清水久左衛門らへ販売された(第5表)。10月末に林善左衛門へ売られた2口のの一つ、44.9貫は実際には林善左衛門が斡旋して甲府の太田屋佐兵衛に売られた。その際、販売代価のうちの1600円は武居家から林善左衛門への貸金とされた²³⁾。飯島村重五郎へ売られた2口の生糸は、その後横浜に出荷されたが横浜での生糸改めによって返品となり、再出荷したがまた返品さ

第5表 武居家の地売(1873年)

月日	売先	量 貫	代価 円	替 匁/円
〔外村家分買付生糸から〕				
11.7	清水久左衛門	2.6	75	35.0
11.5	清水久左衛門*	1.3	51	25.9
計		4.6	144	
〔小野組分買付生糸から〕				
10.31*	林善左衛門 b	6.0	b 217	28.0
10.31*	林善左衛門 c	44.9	c 1728	26.0
10.28	清水久左衛門	6.6	222	30.0
12.3*	清水久左衛門	21.8	767	28.5
11.21*	飯島村重五郎	14.7	500	29.5
11.9限	飯島村重五郎	6.4	231	27.7
?	平右衛門	1.7	42	40.0
計		102.4	a 3710	

資料) 前掲「糸方日加柴」。

注) *はその項目のみ「大福徳帳」(明治6年1月)による。

a: 内口銭35円、60箇改料65円

b: 内2円口銭。

c: 「丸三、カク太」。

れ、武居家はその損害を補償している²⁴⁾。

これらの地売分の生糸についても岡谷の外へ出荷するために岡谷会社の生糸改めを受ける必要があったとすれば、改めACHIT以外のいずれかの生糸改めを受けた筈である²⁵⁾。しかし、「日加栄」に買付先として登場しながら、改めACHITに「製造人」として登場しない人名のほとんどは、その他の生糸改めにも登場しない。

あらためて「日加栄」に買付先として登場する人名と、改めA～Vのいずれかに「製造人」として登場する人名を照合すると、「日加栄」の買付先は128名、これから姓・村を特定できなかった31名を除くと97名であるが、そのうち生糸改めに登場するもの56名、不登場41名である。この41名のうち巻紙印紙購入記録（明治6～7年）に名が見当たらないものは30名を数える²⁶⁾。すなわち武居家の買付先の約半数は、武居家に売った生糸に自ら押印した巻紙印紙を付けておらず、その多くはそもそも巻紙印紙の購入をしていなかったことになる。産地内の小口売買については、生糸改会社システムの印紙に関する規定はほとんど実効性を持たなかったと判断していいだろう。

四 鍋取の器械糸

以上に見てきた武居家の買付先は3つに大別できる。第一は、第3～4表の「その他」を典型とするように、頭数は多いが小口の販売者で、その生糸の多くは武居家によって地売された。小商品生産者の性格を濃厚に持つ層であろう。第二は比較的大口の非器械糸の販売者で、先行研究によればこの中には自宅座操作業場の経営者を多く含むと推測されるが、出釜（間屋制）の組織者や、小口の生糸を大規模に買い集めた者もあり、自宅作業場とこれらの兼業も多かったであろう。第三はこの年に器械糸の製造を始めて武居家に販売した者であるが、彼らは第二のタイプから独立し始めたばかりであった。

ふつう鍋取と言われる武居代次郎らの小規模な器械製糸の設備については、とりあえず小口珍彦の叙述を要約しておくに止める。すなわち、6年から始まった鍋取製糸は、煮繭にさえ汽鐘を用いずに焚火で行い、「人力もしくは水力により一連の心棒に架せられた糸籠を均一に廻回せしめ工女は専ら繰糸に従事し、ケンネル式施織装置を有する」ものであり、「〔設備〕内容は千差万別で、従来の座繰取を基礎とし各自便宜の方法を工夫して簡易の設備を行つた」ものであった。武居家の場合、近在の葉籠屋藤助に銅製の半月形繰糸鍋を作らせ、従来の座繰工場（小屋）を自村の大工に改造させ、動力運転を手回しで行う18人繰であった²⁷⁾。6年の「大福德帳」によればこのために葉籠屋平助へ支払われたのは14両に過ぎない。

では生れたばかりの鍋取段階の器械糸は、当時の産地や横浜においてどのような価格で評価されたのであろうか。武居代次郎家たちが器械糸生産を小規模なものとして始めるに経緯については、次のような有名な武居文柄の説明がある。

明治五年小野組ニテ欧製ニ模倣シ、本郡上諏訪村深山田ナル地ニ百人繰ノ器械製糸場ヲ設立シ良糸ヲ製スルト聞キ、有志九名協同シ器械製糸場ヲ建築セント謀リ、直ニ該場ニ就キ機械ノ便否・製造ノ難易・品位ノ精粗等悉ク精究シ其大要ハ了解セシモ、事業ノ重且大ニシテ資本ノ及ハサルヲ慮リ空シク歲月ヲ荏苒セリ。翌六年ノ夏江州ノ旧知中根久助ナル者当時小野

組ニ随従シ上田支店ニ在リ、同盟武居代次郎ノ家ニ来タリ本郡ノ生糸ヲ買取セン事ヲ請フ。
爾時同氏ニ語ルニ前ノ事状ヲ以シ且器械設立ノ方法ヲ談スルニ、数員團結シテ一場ヲ設ケン
ヨリハ寧ロ各自適宜ニ設ケ一体ノ良糸ヲ製シ、之ヲ聚合シテ販売スルノ法理財上ニ便益アラ
ン事ヲ懇々説明セリ。因テ同氏ノ言ニ応シ翌七年〔六年ノ誤リ一引用者注〕深山田製糸器械
ニ模倣シ、各自十人乃至二十人坐ノ器械ヲ設ケ、同所ノ工女数名ヲ雇ヒ其伝習ヲ受ケ七月ヨ
リ開業ニ及ヘリ²⁸⁾

こうして第4表に見られるような器械糸の生産が複数の小規模製糸場で行われるに至った。6年の創業当初の製糸場の規模については、武居代次郎が18人取、清水久左衛門が10人取、武居代次郎家からは出荷しなかった今井要四郎（今井）が10人取であったことが判明している。注目すべきは、この後年の説明に従えば、せいぜい20釜ほどの小規模器械製糸が適切であると小野組の中根らが判断していたことである。深山田製糸のような大規模製糸場の建設が大きな投資リスクを伴うことを配慮したのは当然であろうが、同時に彼らは、小規模の器械製糸場によって生産された「一体ノ良糸」が従来の非器械糸よりも高価格で売れるとも考えていたことになる。

武居家の生糸取引に即して、鍋取の器械糸の価格を再確認しよう。武居家は外村家と小野組のための買付をおこなったが、第3表・第4表の替目が示すように、より上質の非器械糸を小野組へ出荷し、器械糸を小野組のみへ出荷した。当時、取引に際して生糸代価を決める場合、生糸の品質を見定めて替目を定め、目（生糸重量の匁）÷替目で円や両単位の価格を算出するのがふつうであった。武居家の売買においてもそのように行われたことを「日加栄」や「大福德帳」から伺うことができる²⁹⁾。

第4表の器械糸の替目も、横浜での売込価格を想定した小野組中根らと事前に打ち合わせた上で、武居家と販売者が定めたものであろう。総じて買付規模が5貫未満の器械糸は26～27目替であるが、9貫以上の器械糸は24目替前後で評価されている。出荷の際厳しく上級糸のみを選別した小野組分買付3においては非器械糸も平均25.7目替とかなりの高価格であるが、小野組分買付1・買付2（すなわち第1回出荷分）の買付単価においては器械糸が非器械糸より1割以上大きい。「日加栄」の帳末近くには「上器械五駄廿四目、並上五駄廿六目、上中五駄廿七五」という興味深い書込がある。おそらく、武居家はそのように買付価格を総括したのであろう。合計15駄＝60箇は小野組出荷分総計64箇のほとんどに相当するので、第4表との照合からその意味を「器械糸上等180貫＝24目替、器械糸並・非器械糸上等180貫＝26目替、非器械糸中等上180貫＝27.5目替」と解釈できる³⁰⁾。以上から、目安としては、鍋取の器械糸は岡谷地方の一般的な非器械糸より約1割高く評価されたと見られる。

岡谷地方においてこのように相場付けされた器械糸が横浜市場でどのように評価されたかについては直接知ることができない。この年の買付は委託購入であり、武居家は横浜における販売に関与しなかったからである。そこで新聞の横浜売込記事の器械糸価格を検討してみたい。第6表は明治6年5月～7年5月の売込記事から「器械糸」とされたものをすべて拾い出したものである。欠号が若干あるが、11月10日に「信州小野器械」糸、12月22日に「信州器械」糸の売込が見られる。11月10日には別に「小野器械」糸が見られるから、「信州器械」糸とは何らかの区別があったのかもしれない。この13カ月の器械糸の売込記事は芝屋清五郎の1件を除いてすべて小野組が売り込んだものであることを確認できるが、この「信州器械」糸の売込価格を20釜以下の鍋取の

器械糸の売込価格と見てよいであろう。当時信州にあった操業規模20釜以上の器械製糸場を一覧すれば、深山田製糸場は6年7月頃に「百人挽」が竣工したものの操業はなお工女25～30人であり、小平源三郎の製糸場（諏訪郡下桑原村）は工女36名、関菊之助の雁田製糸場の実態は2カ所の座繰製糸所に70人を配したものであったという。また中野製糸場は百人繰で開業していたが、購繭資金不足を解消できなかつたらしい³¹⁾。同じ売込記事の集計によれば、6年11～7年1月に「上州」（と称された）糸は645ドル前後、「信州」糸は665ドル前後であり³²⁾、ラフな把握としては、96人繰の二本松製糸場（6年6月開業・水車動力）は「信州」糸より2割高、「信州器械」糸が725ドル前後で1割高としていだろう。なお、7年に入って横浜相場は大きく下落した。

ここで9貫という数字を一つの目安として、あらためて第3表・第4表を素朴に眺めてみよう。これらの表は出荷形態に近づけようとして意図的に集計を避けて作成したものであるが、器械糸のかかなりの部分が一人の相手から9貫以上の生糸として購入されたことを確認できる。表示しなかったが、「日加栄」の記載に従えば武居家はすべての場合において第4表に示した量の器械糸を一度に購入している³³⁾。9貫以上の非器械糸の買付も少なくないが、われわれはこれらの生糸の生産が自宅作業場か出釜か小商品生産者のいずれによって行われたかを判別することができない。しかし9貫以上の「器械糸」は、集中された生産による生糸が9貫以上集められたものと確実に判断できる。器械製糸場が同じメカニズムをもつ繰糸装置を一つの動力によって連結した作業場である以上、それは当然であるが、当時の状況において、9貫以上の一つの器械製糸場の製品生糸は特別の意味を持ったことに留意しなくてはならない。9貫とは何度も繰り返してきたように1箇に相当する生糸量であるが、箇は産地内を越えた輸送や、横浜における内外取引の単位であった。

当時（明治初期）、日本生糸は輸出不振による危機に直面していて、とくに産地銘柄の混乱が問題化していた³⁴⁾。最も象徴的なのは大集散地前橋を中心とする「上州糸」の売行不振であり、低質糸を混入して上州糸を偽装した生糸荷が多いという批判が居留外国商人から喧しく発せられた。この問題への対処を直接の目的として生糸改会社政策がスタートし、産地を明示した生糸印紙の添付を義務付け、産地別の地方生糸改会社による生糸改めを横浜生糸改会社が統括するシステムが作られた。そのような状況の中で、諏訪器械糸が、鍋取の段階ではあっても、一箇の中身が一つの作業場で作られたことが確実な生糸として歓迎されたことは容易に推測できる。

第6表 器械糸売込記事（1873.6～1874.5）

単価：100斤当たり洋銀枚

月日	種類	箇数	単価	売込先
8.4	東京器械取	26.7	不記	8番
8.12	器械糸	9.8	不記	8番
10.18	小野器械取	10.3	770	皿6番
10.18	須賀川器械取	3.8	700	皿6番
10.18	肥後器械取	1.2	660	皿6番
11.10	岩代小野器械	4.9	700	47番
11.10	小野器械	12.4	710	177番
11.10	小野器械	0.1	700	167番
11.10	信州小野器械	14.2	730	47番
11.10	東京器械取	5.3	700	蘭8番
12.22	信州器械	19.2	720	177番
12.22	信州器械	8.3	725	皿3番
12.26	白川器械	2.2	700	177番
12.26	二本松器械	11.7	800	177番
12.26	飛州器械	3.1	750	177番
2.24	二本松器械	43.7	670	177番
3.2	上州器械取	11.4	700	蘭8番
3.6	若松器械取	9.8	580	90番
3.30	二本松器械	7.1	730	皿6番
3.30	若松器械	8.9	620	177番
	合計	214.2		

資料)『横浜毎日新聞』(1873.5-1874.5、復刻版)

注) 売込主は8月12日が芝屋清五郎、その他は小野善三郎。
「箇数」:原資料の斤数表示を1箇=9貫、100斤=16貫で換算。

「売込先」:横浜居留外国商館の商館番号。

五 武居代次郎家の生糸関係営業

最後に、明治6年の武居家における生糸買付と器械糸手引の経営的意味について検討したい。まず生糸買付金の出入について確認しよう(第7表)。

外村家からの入金を買付の進行(前掲第3表・第1図)と照合しながら確認する。①年初に前年の買次業務の借越150円(以下50円単位の概数)。②買付が本

格化する前、繭購入が本格化する8月中旬に3000円が入り、1400円ほど買付けた9月11日時点では借越1750円、3日後に1000円を戻して借越750円。③10月上旬に再度買付を始める頃に700円が入って借越1450円となり、④3900円ほどの買付が済む頃に1000円が入って貸越1450円。⑤これに諸費用50円を加えて貸越1500円という結果となり、⑥10月20日に外村家からの入金を得て差引ゼロとなった。正確にはこの後に地売分100円余を買付費用から差し引く精算がなされている³⁵⁾。概して、最初の8～9月の買付では借越の色彩が濃い、10月の買付では逆に武居家が短期的に貸越であった。但し、武居家から買付先への代価支払は、「当用出入帳」によれば、契約月日と思われる「日加栄」記載の月日に全額支払われた訳ではなく、多くは十日前後遅れてなされたので、実質的にごく短期の貸越=売掛をしたのは買付先であった。

次に小野組からの入金について確認する。「大福德帳」は外村家の場合とは違って、小野組からの入金額と、各回の出荷生糸の元代、すなわち買付代価の合計から地売糸代価合計を差引いて諸費用(後述)を加えたもの、とを精算している。小野組分の場合地売分が大きく、正味の買付価格を用いての説明は煩雑になるので、この出荷生糸の元代を用いてみていこう。①この年貸借ゼロからスタートして6月中旬と8月中旬に入金がなされ借越4500円。②第1回出荷の元代7000円分の買付は8月上旬～9月上旬(買付1)と9月下旬～10月中旬(買付2)に行われ、(10月5日分まで)三度で合計5500円が入り、元代7000円の出金とすれば3000円借越。③すぐに最後の買付が始まり、第2回第3回出荷分の計16250円の買付の間に四度合計15500円が入り、2250円借越。④この借越2250円が翌年に持ち越された³⁶⁾。つねに借越が先行しているが、6月中旬と8月中旬の入金は「繭仕入金手当」とされている(大福德帳)。この資金についてはあらかじめ小野組の中

第7表 武居家の繭・生糸仕入金(1873年)

			プラス=入金、マイナス=出金、単位:円		
月日	出入金	内容	月日	出入金	内容
【外村家】			【小野組】		
申年分	155	昨年糸差引残預り	6.17	2500	繭仕入金手当
8.17	3000	入	8.10a	2000	繭仕入金手当
9.14	-1000	吉池渡し	9.25	2000	入
10.5	700	入	9.30	500	入
10.13	1000	入	10.5	3000	入
入金計	(3855)		10.19分	1500	入
	-5298	9～10月糸買メ高	10.23	2000	入
	-55	諸費用b	10.29	7000	入
出金計	(-5353)		11.1	5000	入
差引	(-1500)	貸越	入金計	(25500)	
10.10	144	糸帳よりへケ糸代残借り	9.20、10.30	7025	20箇代、荷造口銭共
差引計	-1356	貸越	11月	14793	40箇代、荷造口銭共
			12.13	1435	4箇代、荷造口銭共
			出金計	(23254)	
			差引計	2245	借越c

資料) 武居家「大福德帳」(明治6年8月)。

注) a:「日加栄」では9月10日だが「諸用出入帳」(明治5年1月起)で訂正。

b: 横浜行日庸9、外村豊七かし10、高島会社改料立帰り-39[入]、口銭52、改手数料13、4駄荷作諸入用8、ほか。

c: うち中下物糸売代2061円(カネ久取下糸722、残り下物604、飯島十五郎行734円)。

根久助と武居家の間で利子付の貸借とすることが合意されていたが³⁷⁾、最終的には6月中旬の2500円のみが月利1.25%で1.5カ月の借用金とみなされ、翌年にその利子が支払われた³⁸⁾。つまり6月中旬に2500円を繭仕入金として借用し、7月末にこれを返金してあらためて2500円の生糸仕入金を受け取るという形で処理された。以降の小野組からの入金はすべて無利子であり、外村家からのすべての仕入金も無利子である。武居代次郎家・井上保兵衛家の手引器械糸の買付代価(ほかの買付糸と同様に替目で評価した代価)は合わせて約3000円だったから、その83%にあたる2500円は両家の手引糸の生産に要する原料繭代としては十分な額であったと思われる³⁹⁾。

次に買付業務の経営上の意味を確認しよう。

外村家・小野組のための買付は1%口銭を取っての委託購入であった。第7表の注にまとめられたように、外村家のための買付については買付額の1%である52円98銭が諸費用の一部として記されている。小野組の買付については、駄賃・生糸改め料などは小野組持ちとされたが⁴⁰⁾、第6表にある生糸元代は買付代価に荷造費用・買付口銭を加えたもので、「日加栄」の記入から元代の計算方法を検討するとやはり買付額の1%を口銭としたことが判明する⁴¹⁾。したがって、買付による武居家の取り分は小野組分が生糸元代の約1%の228円で、外村分52円と合わせて280円ほどであった。つまり、生糸に関わる武居家の経営の利益は、自家労働などの費用を取りあえずおけば、買付の取り分280円と器械糸手引からの利益から構成されていた⁴²⁾。

後者の手引の利益は、岡谷相場で評価した価格(替目で算出した価格)と生産コストとの差額であるが、岡谷相場も生産コストも始まったばかりの鍋取器械糸に関するものである。現在残された武居家文書から生産コストを明らかにすることは困難だが、前述のように鍋取器械糸が従来糸に対して1割増の価格で評価され、座繰作業場から鍋取製糸場に転換する費用が十分に小さいとすれば、座繰作業場の場合の利益にこの1割増し分がもたらす利益が加算された筈である。仮に鍋取製糸場の利益率が生糸売上額の15%とすれば武居家分器械糸手引による利益は335円、20%であるとすれば446円となる⁴³⁾。

このように武居家の経営において買付業務の利益は小さくなかったが、買付業務は自立性の弱いものであった。産地買付における1%口銭は比較的固定していた当時のふつうの率であり、買付業務の利益は主として依頼主からのどれ程の仕入金を与えられるかに規定されたからである。2年前にはこのような資金はまだ横浜売込商から直接に武居家に与えられず、また翌7年には小野組からの仕入金は半減した。

六 小括

以上、明治6年の岡谷地方の生糸改めと武居代次郎家経営の様相を見てきた。これに関連して解明すべき多くの点がある。この6年の状況を前後の推移の中に位置づけなければならない。また、自宅座繰作業場の利益率を商人利益と対比しながら明確に把握する必要がある。本稿で明らかにしたささやかな事実とそれに基づく仮説を提示して稿を結びたい。

第一に、諏訪器械製糸の勃興について外村家・小野組の金融面で果たした役割は大きかった。とくに小野組は、生産コストの大半を占める原料繭代を武居家の器械糸生産に極めて低い利子で融資し、また巨額の生糸仕入金によって大きな資金的便宜を武居家に与えた。後年の原資金供給

にも通ずる原料繭代供給の恩恵は武居・井上家にほぼ限定されるようであるが、多額の買付資金の供与はほかの器械製糸生産者にも大きな意味を持ったであろう。不利な価格による買付でないとするならば、数年後には一般化する出荷時の荷為替にも勝る有利な条件を器械製糸生産者に与えたのではなからうか。翌7年、横浜糸況に比べて岡谷地方の繭相場が極めて高くなる状況が現出したが、それは売込商から諏訪への進出に伴う資金供給が起こした一種のバブルであったように思われる⁴⁰。

第二に、初期の小規模器械製糸が生産した生糸は、従来座繰糸より1割ほど高価に評価された。それは糸質そのものが優れていたというよりも、器械製糸がもつ最低限の特質である生産の集中によって、揃った品質の1箇以上の生糸を出荷単位とすることができ、当時の横浜市場で歓迎されたからであろう。

第三に、生糸改会社政策による「製造人」による生糸印紙貼付などの規定は、少なくとも産地内部の小口の取引においては順守されなかった。政策の実効性は生糸改めに代印人か「製造人」として関与する大口の生糸売買者に限定された。とは言え、自宅作業場や出釜との対比において、第二の点が器械糸固有のことであったとするならば、器械糸を差別化する装置がなければならぬ。生糸改会社と小野組の意味がそこにあったのではないか。

〔謝辞〕 武居家文書・小口恵子家文書・長野県庁文書の利用に当たって市立岡谷蚕糸博物館・横浜開港資料館・長野県立歴史館の御高配を頂いた。記して謝意を表したい。

参考文献

- 江波戸昭 [1969]；『蚕糸業地域の経済地理学的研究』、古今書院。
 北島正元 [1970]；北島正元編『製糸業の展開と構造』、塙書房。
 平野村誌；『平野村誌』下巻、平野村役場、1932。
 石井孝 [1961]；「明治政府の蚕糸貿易規制」（『横浜市史』第三巻上、横浜市）。
 信濃蚕糸業史；江口善次ほか編『信濃蚕糸業史』下巻、大日本蚕糸会信濃支会、1937。
 村誌資料；『小口恵子家文書』（横浜開港資料館蔵複製本）。
 長谷川正次 [2001]；『大名の財政』、同文館。
 武田安弘 [2005]；『長野県製糸業系研究序説』、信濃史学会。
 矢木明夫 [1960]；『日本近代製糸業の成立』、御茶の水書房。
 井川克彦 [2006]；「明治初期における日本生糸の粗悪化と産地銘柄」（『日本女子大学紀要文学部』第55号）。
 中林真幸 [2004]；「勃興期近代製糸業の発展経路—長野県諏訪郡の製糸経営—」（高村直助編著『明治前期の日本経済—資本主義への道—』、日本経済評論社）

〔補説〕 武居家の生糸買付と生糸改めの矛盾について

武居家の生糸買付・出荷と生糸改めの記録との間には次のような疑問点がある。①小野組向け第2回出荷は40箇=360貫だが（第7表）、小野組へのお荷とされている改めTは36箇で4箇分改め量が足りない、②小野組向け第3回出荷4箇=36貫に対応する改め記録がない、③小野組分買付2に対応する改めH（出荷先小野組）の「製造人」に買付2の林元右衛門ら6名の名がなく、外村家分買付2に対応する改めI（出荷先外村家）にある、以上。買付の内容と生糸改め記録の記載を対照させた付表をみながら、買付・改め・出荷の具体的経過を追い、これらの疑問点について考えてみたい。一種の推理ゲームだが、地方生糸改会社の運営に関する重要な論点も浮かぶので、無駄な作業ではないだろう。

①付表(1)のように、外村分買付1は、改めAを経て外村家向け第1回出荷4箇となったが、大きな問題はない。覚(角)左衛門・林右衛門は親子(江波戸昭[1969]149頁)、三津次郎と好右衛門も三沢村の農民と確認でき同一経営か(6年には覚左衛門・三津次郎が生糸売買鑑札を所持)。代次郎の名が改めAにあり買付1にないので、代次郎は「その他」分などの買付生糸の形式的な「製造人」となって改めを受けたか。ただし「その他」の多くは地売に回った。

②「日加栄」に従えばやや遅れて小野組分買付1が始まり、外村家分買付1と同時進行した形だが、買付けられた生糸が適宜多村家分と小野組分に分けられたであろう。付表の(3)の左右の齟齬は片倉幾太郎が改めCに登場しないことである。また改めCはなぜか8箇=81貫となっている。改めCの翌日の書簡(控)によれば武居は小野組へ非器械糸4箇・器械糸4箇を出荷する予定であった。小野組分買付1は35貫余しかなく、改めC81貫との差45貫は井上・武居の手引器械糸だった筈。「日加栄」の小野組分買付1に関する記載の最後に、「九月廿日 カネ中保兵衛 器械糸一一・五貫、同七・〇貫、メー八・五貫、ヤマ中手引控 器械糸二九・七貫」とする付箋があり、両家の器械糸48貫余(井上18貫余・武居29貫余)が改めCを受けたと思われる。しかし出荷は延期された。

③9月下旬頃からの買付が小野組分買付2と外村家分買付2となった。小野組第1回出荷は非器械糸12箇・器械糸8箇の計180貫、いっぽう小野組家分買付2は器械糸68貫余を含み、同買付1の小口菊蔵の器械糸4貫余と合わせて73貫余、8箇に相当。結局、さきに改め済みの井上・武居の器械糸48貫余は出荷されなかった(この点は小野組第1回分生糸の元代の計算方法からも推測される。注41参照。この時の地売は12貫余=久左衛門6貫+重五郎6貫余で、小野組分の[買付1]35貫+[買付2]162貫-[出荷]180貫=17貫余がこれに対応)。改めAを受けた井上・武居器械糸48貫を除くと、改め済の生糸は[買付1]35貫+[改めH]108貫=143貫で、出荷180貫に37貫ほど不足(改めAは出荷予定8箇=72貫に対し9貫の余裕があった)。この不足分が改めIの一部に入っていると思われる。付表の(4)(2)のように、笠原豊吉ら6名が改めHではなく外村家出荷とされている改めIにある。この二つの改めは一日違いで行われた。そもそも前提としている各回改めの出荷先は「生糸改名簿」の記入に拠るが、一部にのみあるこの記入は、公的なものではなく帳簿作成者の丸三が私的に得た情報を記入したが、彼の情報把握が不完全だったのか(丸三と武居代次郎家の交流は密であった)。あるいは公的な記入ならば、出荷箇への会社印押捺や送り状関係の手続きのためのものか。

④このようにして小野組向け第1回出荷20箇=180貫が成されたとすると、玉突き式に、外村向け第2回出荷について改め量不足の問題が起る。この問題を他の回の改めに再転嫁しないとすれば、次の甲乙二つが考えられる。(甲)外村家分買付2に改め済の生糸があった、(乙)武居代次郎家が改めACHI以外のいわば他人名義の改めを借用した。「生糸改名簿」(筆写)がそもそもすべての改めを記していない可能性もあるが、「当用出入帳」にはACHIT以外の生糸改手数料の出入が見当たらないので、このケースは除外する。甲乙いずれでも不足分37貫(改めIにおける笠原豊吉ら6名の改め量合計は40貫)前後を調達しなくてはならない。甲の場合に考えられるのは、岡谷会社以外で改めを受けた生糸を買付けたケースで、岡谷以外の人からの買付が疑わしい。外村分買付2には湯之町伏見屋井上善右衛門37貫余があり、彼の名は改めIにあるが、改め量は不明である(「製造人」別の改め量は生糸改手数料受取証に拠る)。このほか下諏訪磯弥1貫余がある(第3表)。他の会社で改めを受けた生糸を買付けて岡谷から横浜などの遠地へ出荷する場合、生糸箇に押す会社印や運送会社へ渡す送り状はどうなったかなどの様々な不明点がある。これらは生糸市場に対する地方生糸改会社の持った意味として重要であったかも知れない。乙の場合、改めFGJLなどが疑わしいが、「当用出入帳」「大福德帳」を見る限りそのような痕跡はなく、これらの改めの代印人との密接な関係も確認できない。なお付表(2)において逆に比較的大口の片倉幾太郎ら4名が改めIに不登場だが、他の人が形式的に彼らの生糸の「製造人」になったとしか考えられない。量的には外村分買付2は地売分を含まないからである。

⑤残るは小野組分買付3・改めT・小野組向け第2回第3回出荷の関係である。今までの解釈が正しければ、小野組分の地売102貫のほとんどはこの買付3から出たことになる(買付3の合計498貫は出荷量

2 回合計44箇 = 396貫より102貫多いから矛盾はない)。第2 回出荷は40箇 = 360貫、改めTは36箇だが、改めCを受けながら出荷されなかった井上・武居家器械手引糸48貫 = 5 箇分が第2 回出荷に含まれるから、なお1 箇分改め済生糸の余裕がある。したがって第3 回出荷に新たに必要改め量は3 箇 = 27貫。さきほど同様にこの分は、ほかの改め(例えば改めS)で処理されたか、事前に改めを受けていたと考えられる。後者なら改めTに登場しない又平らが候補となる。岡谷会社管轄外の買付先は塩尻東屋愛次郎と小和田の音次郎だが、岡谷の人が改め済の生糸を買い武居家に転売した可能性はある。

付表 生糸買付と生糸改めの関係 単位 = 貫

(1) 外村・買付1 → 9月出荷36貫

	買付1	改めA
清水久左衛門	9.2	9.0
片倉林右衛門	6.4	
片倉寛左衛門		4.0
片倉好右衛門	3.3	
片倉三津次郎		3.1
中村平助	6.3	6.3
笠原嘉八	5.5	7.0
笠原房吉	3.3	3.7
その他	6.1	
武居代次郎		2.9
合計	40.4	36.0

(2) 外村・買付2 → 10月出荷108貫

	買付2	改めI
井上善右衛門	37.7	有
今井瀧次郎	4.7	有
今井喜代太	2.8	有
今井今右衛門	3.4	有
小口清蔵	6.9	有
片倉幾太郎ら4	27.9	
花岡常吉		有
小口常吉		有
笠原豊吉		有
林元右衛門		有
小口忠五郎		有
牛山儀三太		有
合計	107.5	108.0
「片倉幾太郎ら4」: 片倉幾太郎・孫右衛門ほか1・清水久左衛門・花岡伊八(買付量は第3表)。		

(3) 買付1 → 10月出荷180貫

	買付1	改めC
小口菊蔵	13.2	13.0
中村次兵衛	9.8	9.6
清水久左衛門	3.1	3.1
片倉幾太郎	3.8	
その他	5.3	
合計	35.4	(25.7)
井上保兵衛	18.5	10.1
武居代次郎	29.7	45.1
合計	83.6	81.0

(4) 買付2 → 10月出荷180貫

	買付2	改めH
武居孫次郎	18.9	有
武居孫十郎	17.1	有
武居国吉	9.6	有
笠原治助	6.7	有
小口格弥	7.7	有
宮沢市蔵	7.6	有
今井梅蔵	5.1	有
笠原豊吉	7.2	(改めI)
牛山儀三太	8.9	(改めI)
浜常吉	4.2	(改めI)
小口忠五郎	4.4	(改めI)
林元右衛門	11.8	(改めI)
笠原常吉	4.0	(改めI)
八幡芳兵衛ら6	24.2	
その他	24.0	
井上保兵衛		有
武居代次郎		有
合計	162.5	108.0
「八幡芳兵衛ら6」: 八幡芳兵衛・小口菊蔵・笠原房吉・野口庄三郎・宮坂勘三郎・武居常吉(買付量は第4表)。		

(5) 買付3 → 11月出荷360貫
12月出荷36貫

	買付3	改めT
林善左衛門	16.8	
林五平	13.9	27.0
高橋栄吉	24.5	24.8
武居磯右衛門	13.5	18.9
増沢栄助	17.3	18.0
宮坂孝助	15.5	17.0
武居平左衛門	15.4	17.0
味沢清八	15.9	16.0
小口孫兵衛	11.7	14.8
味沢宗次	11.4	13.4
牛山九右衛門	9.7	13.2
宮坂嘉右衛門	9.6	
宮坂嘉重		9.6
笠原豊吉	6.3	9.3
片倉俊太郎	9.4	9.0
小口苦蔵	8.8	9.0
片倉三津次郎	7.3	9.0
笠原嘉八	6.0	8.9
小口忠蔵	18.9	8.7
浜万平	8.8	8.1
矢崎九左衛門	6.1	7.8
林末吉	2.4	6.9
浜伊左衛門	7.1	4.5
(小計)	(255.8)	(270.9)
又平ら11	135.4	
その他	31.7	
以上計	424.9	
井上保兵衛	18.5	10.1
武居時次郎	54.6	45.1
合計	498.1	324.0
「又平ら11」: 又平・清水久左衛門・東屋愛次郎・嘉左衛門ほか1・今井梅蔵・小口直太郎・笠原彦太郎・中村治平・音次郎・小松常十・宇之吉ほか1(姓名・買付量は第4表)。		

出所) 第3表・第4表および「生糸改名簿」「生糸改手数料受取書」(「村誌資料」一)。

注

- 1) 矢木明夫 [1960]。江波戸昭 [1969]。北島正元 [1970]。
- 2) 「平野村誌」107頁。53頁にも同様の指摘がある。
- 3) 石井孝 [1961]。
- 4) 複数枚所持するものもあった。また7年以降にも追願者に下付された。
- 5) 従来信州では一繰八匁より小さいのが普通であった。「信濃蚕糸業史」254頁。
- 6) 出所は第2表注参照。なおこの帳簿は副社長林善左衛門家に伝存したが、現在、岡谷蚕糸博物館蔵の林善人家文書には見当たらない。
- 7) 「平野村誌」126頁。
- 8) 筆写資料の十二月二日改の部分と「生糸惣目方」以下の部分には二行の空白がある。
- 9) 武居代次郎は明治6年11月9日に病死し、時次郎が跡を継いで代次郎となった。
- 10) 確実に同定できるものとして、Bの小口清蔵・今井梅蔵・中村平助、Dの小口格弥、Kの今井滝次郎・小口長次郎・今井喜代・中村平助、Qの片倉林右衛門・横内清右衛門・笠原豊吉・中村平助、Sの尾沢金右衛門・林倉太郎。
- 11) 「生糸巻紙等売下記録」(「村誌資料」十六)に巻紙印紙を購入した人名とその枚数が列記されており、それを数えた人数。ただしこの資料にある6年分の巻紙印紙販売枚数の合計320.7千枚(算出値)は下付枚数640千枚(第1表)を大きく下回り、6年分の販売記録は大きな欠落がある可能性があるため、7年分の記録も用いた。7年分として記録されている販売枚数の合計は322.7千枚、同年岡谷会社への下付枚数は500千枚。ただし売れ残った巻紙印紙は会社から県を介して租税寮に返す規定であった。この記録では姓の代りに(旧)村名を記している場合や名のみの場合が多く、「生糸改会社鑑札下付及売下記録」(「村誌資料」十六)などを用いて姓や居住村の復元を行った。これに加えて、当時の漢字使用のおおらかさ(吉次郎=芳治郎など)、改名の多さ、筆写資料であることのため、人数に多少の誤差があり得る。
- 12) 前掲「生糸改会社鑑札下付及売下記録」。
- 13) 武居家文書および「村誌資料」一。一部の領収書は手数料合計のみで「製造人」ごとの内訳が記されていない。
- 14) 武居代次郎家文書について言えば、「当用出入帳」などの金銭収支の全体が把握できる帳簿、「大福德帳」などの特定の取引相手の売掛・貸借未済分などを記した帳簿、「日加栄」などの生糸の売買内容を記した帳簿の三つが揃っているのは、明治6年しかない。
- 15) 北島正元 [1970]。
- 16) 長谷川正次 [2001]。
- 17) 土橋家については武田安弘 [2005] 25~28、43頁。
- 18) 武居家「大福德帳」(明治5年正月)の「井筒屋善右衛門行、糸仕切記」による。
- 19) ①「…当〔九月〕廿五日、是迄少シツ、買取候糸壺駄計、外ニ器壺駄、メ式駄荷作仕、御店迄差送上候心得ニ而荷物作上ケ候所江、蒲生様廿六日下店へ御出張ニ相成…出荷之处、跡々買付致一度ニ東京江出荷致候方宜敷様被仰出候ニ付、見合申候」(明治6年9月〔小野組上田店宛)武居代次郎書簡)、②「此度買付之内器械引二駄、並三駄、合五駄出荷仕候間、御改御入筆可被成下候」(〔明治6年〕10月17日付、小野善三郎ほか宛武居代次郎・時次郎書簡)、武居家文書「諸国取引書状書留控」〔明治6年8月30日起)〕所収。
- 20) 「大福德帳」には「糸方帳」からの付替を行う旨の記入がしばしば見られるが、「日加栄」には付替の記入はない。生糸関係の帳簿・書簡類は、小野組破綻に際して武居家が県庁の捜索を受けた際に押収されたのではないだろうか。
- 21) この表現はラフである。詳細は補説を参照されたい。
- 22) 前掲「諸国取引書状書留控」。なお9駄であって40箇になっている理由は不明である。

- 23) 「大福德帳」の林善右〔ママ〕衛門口では販売代価は1746円であるが、買付代金1728に口銭1%を加えたものであろう。
- 24) 「大福德帳」の飯島重五郎口には、「糸ハ又々立帰リニ付損金四拾円差出候約定ニ付引き受仕候」と記されている。
- 25) 11月までに地売されたので、生糸改めが翌年回しになった可能性は小さいだろう。
- 26) 前掲「巻紙印紙等売下記録」明治6～7年分による。生糸改めに登場する56名のうち巻紙印紙購入者は47名。
- 27) 「平野村誌」150～163頁。
- 28) 「平野村誌」152～153頁。
- 29) つまり目数・替があってその後に代価があるというように記されている。
- 30) 翌7年11月に代次郎（もと時次郎）は新糸が殊のほか高いとしながら、岡谷地方の相場は、並車〔座繰〕取極上二五日、同上馴二六・五日、同中馴二八日、器械上等二四日、中等二五日であると報告している（武居家「明治七年 諸国出状控」、宛先は東京とのみあり、外村家か小野組あて）。
- 31) 「平野村誌」143頁。武田安弘〔2005〕83、120頁。「信濃蚕糸業史」193頁。
- 32) 井川克彦〔2006〕第6表。
- 33) この点は「当用出入帳」に見られる生糸代価支払方法から確認できる。なお「日加業」では買付2の笠原房吉・林元右衛門、買付3の増沢栄助の器械糸は同じ日付で替目の違う2口に記され、その他はすべて1口の取引として記されている。
- 34) 井川克彦〔2006〕。
- 35) 最後の入金1500円は「大福德帳」に記されておらず、「丸入〔或は丸八〕口かし」として処理されているが、「当用出入帳」には記入されており、「糸方帳」へ付替えたと思われる（注20参照）。「大福德帳」では翌7年の外村口の冒頭に入144円が記入されている。
- 36) 7年「大福德帳」の「筑摩イゲタ小野御店様」口座はこの2245円借越から始まっている。なお小野組関係は2つの口座になっている（注38参照）。
- 37) 「糸方御差引之所…旧冬十二月卅一日限残金筑摩御店様へ御返納仕候間右御承引可被下候。尤繭仕入金拝借分利足御差引之義者小子御店様へ参上之節迄差引御勘定残り御日延御聞済可被下候様奉願上候」（7年1月13日付け中根久助あて武居時次郎書簡控、前掲「諸国出状控」所収）。
- 38) 7年「大福德帳」の「イゲタ上田原町小野御店井筒真六様」口座。正確には真六への麻糸販売代価などと差引勘定になっている。
- 39) 「大福德帳」によれば、6月20日～8月10日に計561円の武居家から井上家への貸金があり、10月晦日の生糸購入787円と差引されている（井上保兵衛口座）。 $561 \div 786 = 0.71$ は対糸代繭代比率に近い。
- 40) 「当用出入帳」にはこれらの費用分として小野組からの小額の入金がたびたび記されている。
- 41) 第1回出荷分の買付1・買付2の合計を7408円とする記入がある。この7408円から比較的早い時期の地売分453円（清水久左衛門行222円+重五郎行231円）を引き6955円、これに1%口銭69円を足し7025円（第7表の20箇分の「荷造口銭共」元代）という計算であろう。また買付2分については、出荷分代金合計3296円余、内口銭32.96円、駄賃14.18円、荷作り5.00円とする上田店あて仕切書がある（武居家No.388）。翌7年の小野組分買付に関しては、7年の「大福德帳」（井筒真六口座）に糸買メ高九〇五二円余、口銭九〇円五二銭という記載がある。なお丸三林家や清水久左衛門などに地売した際に逆に1%の口銭を武居家が支払っている（「日加業」）。
- 42) 同家の経営では冬春の綿業（問屋制綿打・篠巻作・綿織）も大きかった。北島正元〔1970〕。
- 43) 中林真幸〔2004〕。武田安弘〔2005〕101～121頁。
- 44) 「蛹相庭事之外高直二而あきれ入申候」（明治7年8月27日付・〔武居時次郎から〕小野組横浜店あて書簡（控）、前掲「諸国出状控」所収）。